

(5) 第十四条による除名処分。

第十三条 この会には、年一回学術大会を主宰するために会長を

一名おく。

1 この会は学術大会を毎年一回開催し、学術集会は隨時開催

する。

2 会長は、理事会の推薦により、通常総会毎に理事長が委嘱

する。

3 会長の主宰する学術大会は、この会の通常総会と同時点で

開催することを原則とするがやむを得ない事情のある場合は

評議員会または総会の承認を得て変更することができる。

4 会長の任期は、学術大会を議決した通常総会の翌日から次

の学術大会を終了するときまでとする。

5 会長は必要に応じ理事会に出席しこれと密接な連絡のもと

に計上予算を勘案して企画運営する。

6 会長に事故あるとき、または欠けたときは新たに会長を委

嘱するまで理事長がその職務を代行する。

7 会長は、学術大会関係事務を委嘱するために、会員のうち

から学会委員若干名を選任することができる。

8 学術集会は、隨時理事長主宰のもとに開くことができる。

文部省科学研究費学術定期刊行物補助金を受ける

本誌は昨年度にひきつづき文部省の科学研究費補助金〔「研究
成果公開促進費」〕の交付を受けて刊行している。

『日本医史学雑誌』投稿規定

一 投稿資格

原則として本会会員とし、内容は他誌に未発表のものに限
る。

二 原稿の採否

原稿の審査は編集委員会の委嘱した審査委員が行い、採否
および区分（原著・総説・研究ノート・資料・書評等）は
編集委員会で決定する。

三 執筆要項

a 原稿は二〇〇字または四〇〇字詰め原稿用紙に縦書きの
こと。

b 原著・総説・研究ノートの場合は、和文の表題、著者
名のつぎに欧文表題、ローマ字著者名を記し、原稿に

おいては欧文抄録（二〇〇～二〇〇語）を添えること。

c 難字は欄外にもかい書で別記すること。

d 外国人名や外国地名はよく知られたものほかは、初

出の個所にその原綴り、またはローマ字転写を示すこ

とが望ましい。

e 論文の末尾に著者の所属または連絡先を記載すること。
f 図表は明瞭に書き、挿入位置を原稿中に明示すること。
g 写真は原則として白黒の紙焼きとし、挿入位置を原稿
中に明示すること。また写真の裏には著者名、図表番
号、天地を明記すること。

h 欧文論文はダブルスペース（一行おき）でタイブし、

イタリック、ゴシック、ギリシャ文字等は必ず失筆で

指定すること。

i 文献と註は通し番号(一)、(二)……を用い、原稿の最

後にまとめて記載すること。

四 投稿

原稿は原則として返却しない。投稿に際し、著者はあらかじめコピーを二部作成し、一部は著者の手元におき、一部はオリジナル原稿に添付すること。

五 校正

a 著者校正は原則として、原著・総説・研究ノート・資料を対象とし、初校のみとする。

b 原稿は著者に返却しないため、手もとコピーにて校正すること。

c 校正は字句訂正の範囲に留めること。

d 校正刷りの返却期日を厳守すること。

六 著者負担

a 表題、著者名、本文（図表を除く）で五印刷ページ（四〇〇字詰め原稿用紙で約一二枚）は原則として無料とし、それを越えた分は著者の実費負担とする。

b 図表製版の実費は著者負担とする。

七 別刷

a 別刷は五〇部単位で実費にて作成する。

b 別刷希望者は原稿第一ページの上方に部数を朱書きすること。

八 原稿の送り先

〒一一三 東京都文京区本郷二丁目一一

順天堂大学医学部医史学研究室内
日本医史学雑誌編集委員会

編集委員 大村敏郎、藏方宏昌、小曾戸洋、松下正明、三輪卓爾、

矢部一郎、J・B・ブランナン

編集顧問 鈴木滋子、増渕和代
編集事務 鈴木滋子、増渕和代